

家畜衛生情報

平成20年9月

死亡牛の適正な処理について

24か月齢以上の牛が死亡した場合、死亡牛の届出とBSE（牛海綿状脳症）検査が義務付けられています。

診療した獣医師または所有者は死亡の状況について速やかに家畜保健衛生所へ電話またはFAXで届け出てください。

特に暑い時期は死亡牛の腐敗が進み、検査や化製処理業務に支障をきたします。できるだけ早く処理施設へ搬入し、適切な処理にご協力ください。

また生存中に耳標のとれた牛は速やかに再発行してください。

飼養者確認事項

- ① 死亡牛の届出書の提出（裏参照）
- ② 死亡牛処理整理票の内容チェック
- ③ 輸送業者への連絡

岐阜家畜保健衛生所 TEL 058-272-6110

FAX 058-275-0715

西濃家畜保健衛生所 TEL 0584-73-1111

FAX 0584-73-4422

中濃家畜保健衛生所 TEL 0574-25-3111

FAX 0574-27-3092

東濃家畜保健衛生所 TEL 0573-26-1111

FAX 0573-25-7669

飛騨家畜保健衛生所 TEL 0577-33-1111

FAX 0577-32-9019

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

死亡牛届出書

届出年月日	平成 年 月 日		
所有者	住所		
	氏名		
届出者 <small>所有者と同じ 場合は記載不要</small>	住所		
	氏名		
種 別	乳用牛・繁殖和牛・肥育牛		
品 種	ホ以外種・黒毛和種・交雑種・その他()		
性 別	雌・雄・去勢		
生年月日(月齢)	平成 年 月 日生(月齢)		
個体識別番号			
死体の所在場所	畜主牛舎内・その他()		
死亡した年月日 (発見年月日)	平成	年	月 日 時
特記事項 <small>死亡時・発見時の状態など</small>			
治療の有無	有・無	担当獣医師名	